第11期剣淵町分別収集計画

令和7年6月 剣 淵 町

目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込(第8条第2項第1号)・・	• 3
6	容器包装廃棄物の排出の	
	抑制のための方策に関する事項(第8条第2項第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該	
	容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項第3号)・・・・・	• 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと	
	の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する	
	主務省令で定める物の量の見込(第8条第2項第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量	
	及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物	
	の量の見込みの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
10	分別集数を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)・・・・	• 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)・・	• 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の	
	実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8

1 計画策定の意義

家庭生活の営み等に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として適正に処理する必要がある。

本町では、平成31年3月に『剣淵町一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画書』 を策定し、廃棄物に係る諸課題に対応した廃棄物の抑制並びに循環型社会の形成に向けて、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理に努めている。

このような状況の中、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)」第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- (1) 容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本とした地域社会づくりを図る。
- (2) ごみの排出抑制や減量化・再資源化及び適正処理等に関し、町民、事業者、行政が一体となった取り組みを行い、環境負荷の低減を図る。
- (3) 循環型社会の形成に向けた施策を効果的に推進のため、町民への積極的な広報・啓発に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和12年度までの5年間とする。なお、当該計画は容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに見直しを行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込(第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	133t	130t	127t	124t	121t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校における副読本を活用した環境教育、学校給食における紙パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ追、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に行う。

・過剰包装の抑制

各小売店に対し、簡易包装を呼びかけ、過剰包装の抑制を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の 持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、 小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の 促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に 係る分別の区分(第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集する容器包 装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収	集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール主としてアルミ集		缶		
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん		
1 ' ' ' ' ' ' '	容器であって飲料を充てんするた 科としてアルミニウムが利用され :。)	飲料用紙パック		
主として段ボール	- 製の容器	段ボール		
主として紙製の容	F器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以 外の紙製容器包装		
	テレンテレフタレート (PET) 製の 科又はしょうゆ等を充てんするた	ペットボトル		
	チック製の容器包装であって上記	白色の発泡スチロール製食 品トレイ(以下「白色トレイ」 と表記)		
以外のもの		ペットボトル、白色トレイ以 外のプラスチック製容器包 装		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包 装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込

(第8条第2項第4号)

							****	不布工		
	8年		9 4		10년	丰度	11 ⁴	丰度	12年	
主として鋼製 (スチール) の容器	5.	7t	5.	5 t	5.	3 t	5.	1 t	4. 9	9 t
主としてアルミニウム製 の容器	h 8 f		6.	6 t	6.	4 t	6.	2 t	6.	0 t
	(合	計)	(台)計)	(合	}計)	(全)計)	(合	計)
	9. 5	i t	9. 3	B t	9. 1	. t	8.9) t	8.	7 t
無色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)
	9.5 t		9.3 t		9.1 t		8.9 t		8.7 t	
		計) 8 t		計) 5 t		計) 2 t	9.0))) †	(合 9. 6	·計) · †
茶色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理
	10.8	量)	10. 5	量)	10. 2	量)	9.9 t	量)	9.6 t	量)
	(合)計) 8 t	(台	l 計) 7 t	(合	L		L		*計) 4 t
その他のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理	(引渡量)	(独自処理
	3.8 t	量)	3.7 t	量)	3.6 t	量)	3.5 t	量)	3.4 t	量)
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		1.6 t		1.6 t		1.6 t		1.6 t		1.6 t
主として段ボール製の容器		32.7 t		31.9 t		31.1 t		30. 3t		29.5 t
		計) 5 t		計) 3 t		計) 1 t		計) 9 t		*計) 7 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡量)	O し (独自処理 量)	(引渡量)	び (独自処理 量)	(引渡量)	1 U (独自処理 量)	(引渡量)	9 ((独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)
	7.5 t		7.3 t		7.1 t		6.9 t		6.7 t	
主としてポリエチレンテ レフタレート(PET)製の容		計) 9 t	10.6 t)計)		計) 3 t		計) 0 t	(合 9. 7	計) ′t
器であって飲料又はしょ うゆその他主務大臣が定	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)	(引渡量)	(独自処理 量)
める商品を充てるためのもの	10. 9 t	<i>≛/</i>	10. 6 t	<u>*</u> /	10. 3 t	<u>*</u> /	10. 0 t	<i>≖</i> /	9.7 t	A)
	(台	(計)	(台	(計)	(台	計)	(台	計)		計)
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記	25. (引渡量)	9 t	25. (引渡量)	6 t	(引渡量)	3 t	25. (引渡量)	0 t (独自処理	(引渡量)	7 t (独自処理
以外のもの	25. 9	量)	25. 6	量)	25. 3	量)	25. 0	量)	24. 7	量)
1	t		t		t		t		t	

(うち白		計) 3 t								
色トレ イ)	(引渡量)	(独自処理 量)								
	0.3 t		0.3 t		0.3 t		0.3 t		0.3 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み

また、人口変動率は「絵本の里けんぶち まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」において設定した比率を勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2,672 人	2,622 人	2,572 人	2,522人	2,472 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98. 16%	98. 12%	98.09%	98.05%	98.01%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

		(日本)ったマ		\10 \text{ \ \text{ \ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \text{ \	
	容器包装廃棄物の種類	収集に係る	 収集・運搬段階	選別・保管等	
	在证已及冼米仍*//	分別の区分	大米 连派权相	段階	
金	スチール製容器	スチール製容器			
属	アルミ製容器			広域処理	
ガ	無色のガラス製容器			(士別市)	
ペラス	茶色のガラス製容器	びん類		(T' \(\Omega_1\) 1\)	
	その他のガラス製容器				
	飲料用紙製容器	紙パック	 町(委託業者)に	町	
紙類	段ボール	段ボール	る定期収集	ш]	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	よる足効収集		
→ ○	ペットボトル	ペットボトル			
プラ	白色発泡スチロール	白色トレイ		広域処理	
スチ	製食品トレイ	口出ドレイ		(士別市)	
ック	その他プラスチック製	プラスチック製			
	容器包装	容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

缶、ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック器包装については分別収集を行い、最終処分場内のストックヤードに一時仮置きし、士別市に搬送し中間処理を委託する。飲料用紙パック、段ボールについては、最終処分場内のストックヤードに一時仮置きし、製紙業者に受渡し処理する。

処理の段階	区分	仕様(形状、形式、能力、数量等)		
排出	集積場所	共通集積場所利用		
171-111	朱傾物的 	専用集積場所設置		
四件 等机	加焦末紙	共通車輌利用		
収集・運搬	収集車輌	専用車輌準備		
2号20 。 / 只答	リサイクルセンター			
選別・保管	ストックヤード			

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器	缶	透明及び半透明袋		
アルミ製容器	I	27120 1 27130		
無色のガラス製				
容器				広域処理
茶色のガラス製容	ガラスびん	透明及び半透明袋		(士別市)
器				
その他のガラス製				
容器			4t ダンプ	
飲料用紙製容器	紙パック	紐かけ	40 7 2 7	ストックヤード
段ボール	段ボール	紐かけ		ストックヤート
その他の紙製容器	紙製容器包装	透明及び半透明袋		
包装		题明及0、干题明表		
ペットボトル	ペットボトル	透明及び半透明袋		広域処理
その他プラスチッ	白色トレイ	透明及び半透明袋		(士別市)
ク製容器包装	プラスチック 製容器包装	透明及び半透明袋		

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種	施設等の仕様(形状、形式、 能力、数量等)及び整備計画	管理主 体等	参考欄 (現有施設状 況)
【排出段階】	類、量等 a. 缶類 (スチール缶、ア	 材質:透明及び半透明ポリ袋	町	・缶として収集
1 排出容器	a. 山類 (バーパロ、) パ缶混合)	容量:自由	μĵ	「田として収来」
透明及び半透明	"人田班日)	数量		
ポリ袋		州 主		
	b. びん類 (無色、茶色、	 材質:透明及び半透明ポリ袋	町	びんとして収
	その他混合)	容量:自由		集
		数量		
	c. 紙パック	紐	町	紙パックとし
		(m	-	て収集
	d. 段ボール	紐	町	・段ボールとし
	延制 索明与壮	++所,添明五水火添明式 11 代	⊞ ⊤*	て収集
	e. 紙製容器包装	材質:透明及び半透明ポリ袋 容量:自由	町	・紙製容器包装 として収集
		女里·日田 数量		として収集
				
	f.ペットボトル	 材質:透明及び半透明ポリ袋	町	・ペットボトル
		容量:自由		として収集
		数量		
	g. 白色トレイ	材質:透明及び半透明ポリ袋	町	・白色トレイと
		容量:自由		して収集
		数量		
	h. プラスチック製	 材質:透明及び半透明ポリ袋	町	・プラスチック
	容器包装	物員・透明及の十透明かり表 容量:自由	H.1	・ノノヘノック 容器包装とし
	71 111 1232	数量		て収集
2 集積場所	a∼h	従来の集積場所の利用		- 2014
【運搬段階】	a∼h	型 式:深ボデーダンプ	町	廃棄物収集業者
1 専用車両		積載量:4t	(委託)	所有
		数 量:1台		
【中間処理段階】	a.b.e.f.g.h	・最終処分場内のストックヤ	士別市	
1 ストックヤード		ードに一時仮置き後士別		
		市に搬送し中間処理		
	c. d	・最終処分場内のストックヤ	町	
		ードに一時仮置き後製紙		
		業者に搬送		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第10条第4項)

町民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため各種行事における啓発活動や地域における説明会等を積極的に開催する。